

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊宮古島駐屯地
第 4 4 4 会計隊長 藤澤 竹広

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S8P11100040		6SY11A70004 0001					
品名 または 件名							
宮古島（8）駐屯地水質検査 ほか3件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
宮古島駐業管理科			令和8年5月1日（金）～令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊宮古島駐屯地 第 4 4 4 会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年4月27日（月）10時00分 第 4 4 4 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり。

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- カ 参加年度は令和7・8・9年度とし、競争参加地域は「九州・沖縄地域」に該当する者であること。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免 除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免 除
但し、契約者が契約上のその義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 公告の掲示場所

- ア 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- イ 宮古島商工会議所
- ウ 西部方面隊ホームページ
(令和8年度 物品・役務を Click)

URL

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/kou/R6ippan.htm>

QRコード



(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札決定方法

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書作成の要否

- ア 契約書の作成を提出すること。ただし、50万円を超えない場合は作成を省略する。
- イ 作成の細部要領については落札決定後落札者に説明する。
- ウ 適用する条項
 - 「 役務請負契約条項 」
 - 「 談合等の不正行為に関する特約条項 」
 - 「 暴力団排除に関する特約条項 」
- エ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(7) 入札の無効

- ア 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(8) その他

- ア 仕様については問い合わせをすること。
- イ 入札に参加するものは、**令和8年4月22日（水）17時まで**に下記の書類を提出すること。
 - (ア) 資格審査結果通知書（写）（FAX可）
 - (イ) 入札に関する委任等を受けた者は、委任状
 - (ウ) 市場価格調査書（様式は随意、FAX可）
- ウ 郵便による入札書の提出は、**令和8年4月24日（金）17時まで**に必着すること。
気象の影響を受けやすい特性のため早目の処置をされたい（電話・電報・FAXは認めない）
- エ 入札書については陸上自衛隊宮古島駐屯地 会計隊契約班及び西部方面隊ホームページにて配布する。
なお、直接受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- オ 入札日当日に不調となり再度の入札を行う場合は別示する。

(9) 問い合わせ先

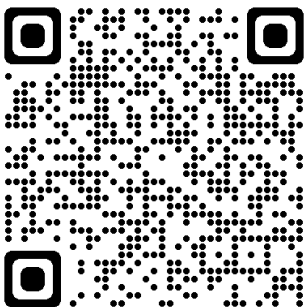
入札に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地 第444会計隊 契約班 担当：田上
TEL(0980)76-6661（内線348）
FAX(0980)76-6712

仕様書に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地 業務隊管理科 担当：垣花
TEL(0980)76-6661（内線452）

(10) その他様式等

陸上自衛隊入札及び契約の心得	陸上自衛隊駐屯地用標準契約書
	

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S8P11100040																			
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指 定							
	品 名							使用期限等			引 渡 場 所		検 査								
	部品番号 または 規格										搬 入 場 所										
	使用器材名							仕様書番号			グループ	納 期		包 装							
1	6SY11A70004	0001					ST	1.00				陸上自衛隊宮古島駐屯地									
	宮古島（８）駐屯地水質検査																				
	仕様書のとおり											宮古島駐業管理科									
												令和8年5月1日～令和9年3月31日									
2	6SY11A70005	0001					ST	1.00				陸上自衛隊保良訓練場									
	宮古島（８）訓練場水質検査																				
	仕様書のとおり											宮古島駐業管理科									
												令和8年5月1日～令和9年3月31日									
3	6SY11A70008	0001					ST	1.00				陸上自衛隊宮古島駐屯地									
	宮古島（８）浴槽水レジオネラ属菌検査																				
	仕様書のとおり											宮古島駐業管理科									
												令和8年5月1日～令和9年3月31日									
4	6SY11A70009	0001					ST	1.00				陸上自衛隊保良訓練場									
	宮古島（８）訓練場浴槽レジオネラ属菌検査																				
	仕様書のとおり											宮古島駐業管理科									
												令和8年5月1日～令和9年3月31日									
					- 以 下 余 白 -																

宮古島（8）駐屯地水質検査

令和 8 年 3 月 3 1 日

宮古島駐屯地業務隊 管理科

仕 様 書

1 件 名

宮古島（８）駐屯地水質検査

2 場 所

沖縄県宮古島市上野字野原 8 3 - 5 陸上自衛隊宮古島駐屯地

3 概 要

宮古島駐屯地における水道法第 2 0 条に基づく浄水水質検査

4 期 間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。

6 特記事項

- (1) 請負者は、水道法第 2 0 条に規定する登録水質検査機関とする。
- (2) 水質検査は、水道法第 4 条、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 1 5 年厚生労働省告示第 2 6 1 号）及び沖縄県保健医療部衛生薬務課が制定する専用水道の手引き（令和 3 年 2 月改訂）に基づき実施する。
- (3) 検査項目及び日程
 - ア 検査項目及び検査頻度等は下表による。
なお、検査項目の細部は、「水質検査項目一覧表」による。

検査項目	検査頻度	試料数
9 項目検査	5 月、7 月、8 月、1 0 月、1 1 月、1 月、2 月	各 1
4 9 項目検査	6 月、1 2 月、3 月	各 1
5 2 項目検査	9 月	1

イ 採水及び検査日程は、官側と協議のうえ決定する。

(4) 採水及び運搬

- ア 採水は、官側で行うこととし、採水に必要な容器等は、請負者の負担において準備するものとする。
- イ 請負者は、採水した試料の運搬に係る必要な処置を講ずるものとし、当該事項に係る費用は、請負者の負担とする。

- (5) 請負者は、水質検査結果を報告書に取りまとめ、毎月末日までに官側に提出する。

水質検査項目一覧表

No.	項目	基準値	9 項目検査	4 9 項目検査	5 1 項目検査
1	一般細菌	100 個/ml 以下	●	●	●
2	大腸菌	検出されない	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		●	●
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下		●	●
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下		●	●
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下		●	●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下		●	●
8	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下		●	●
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		●	●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		●	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		●	●
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		●	●
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下		●	●
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		●	●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		●	●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		●	●
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		●	●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		●	●
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		●	●
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		●	●
21	塩素酸	0.6mg/L 以下		●	●
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		●	●
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		●	●
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		●	●
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		●	●
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		●	●
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		●	●
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		●	●
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		●	●
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下		●	●
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		●	●
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下		●	●
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		●	●
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		●	●
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		●	●
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		●	●
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		●	●
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下		●	●
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		●	●
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		●	●
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下			●
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下			●
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		●	●
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		●	●
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下	●	●	●
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	●
48	味	異常でない	●	●	●
49	臭気	異常でない	●	●	●

50	色度	5 度以下	●	●	●
51	濁度	2 度以下	●	●	●
52	PFOS 及び PFOA	0.00005ml/l以下			●

宮古島（8）訓練場水質検査

令和 8 年 3 月 3 1 日

宮古島駐屯地業務隊 管理科

仕 様 書

1 件 名

宮古島（８）訓練場水質検査

2 場 所

沖縄県宮古島市城辺字保良３９０ 陸上自衛隊保良訓練場

3 概 要

保良訓練場における水道法第２０条に基づく浄水水質検査

4 期 間

令和８年５月１日から令和９年３月３１日まで

5 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。

6 特記事項

- (1) 請負者は、水道法第２０条に規定する登録水質検査機関とする。
- (2) 水質検査は、水道法第４条、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成１５年厚生労働省告示第２６１号）及び沖縄県保健医療部衛生薬務課が制定する専用水道の手引き（令和３年２月改訂）に基づき実施する。
- (3) 検査項目及び日程
 - ア 検査項目及び検査頻度等は下表による。
なお、検査項目の細部は、「水質検査項目一覧表」による。

検査項目	検査頻度	試料数
９項目検査	５月、７月、８月、１０月、１１月、１月、２月	各１
４９項目検査	６月、１２月、３月	各１
５２項目検査	９月	１

イ 採水及び検査日程は、官側と協議のうえ決定する。

(4) 採水及び運搬

- ア 採水は、官側で行うこととし、採水に必要な容器等は、請負者の負担において準備するものとする。
- イ 請負者は、採水した試料の運搬に係る必要な処置を講ずるものとし、当該事項に係る費用は、請負者の負担とする。

- (5) 請負者は、水質検査結果を報告書に取りまとめ、毎月末日までに官側に提出する。

水質検査項目一覧表

No.	項目	基準値	9 項目検査	4 9 項目検査	5 1 項目検査
1	一般細菌	100 個/ml 以下	●	●	●
2	大腸菌	検出されない	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		●	●
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下		●	●
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 下		●	●
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下		●	●
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下		●	●
8	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下		●	●
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		●	●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		●	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		●	●
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		●	●
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下		●	●
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		●	●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		●	●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		●	●
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		●	●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		●	●
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		●	●
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		●	●
21	塩素酸	0.6mg/L 以下		●	●
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		●	●
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		●	●
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		●	●
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		●	●
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		●	●
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		●	●
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		●	●
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		●	●
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下		●	●
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		●	●
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下		●	●
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		●	●
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		●	●
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		●	●
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		●	●
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		●	●
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下		●	●
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		●	●
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		●	●
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下			●
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下			●
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		●	●
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		●	●
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下	●	●	●
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	●
48	味	異常でない	●	●	●
49	臭気	異常でない	●	●	●

50	色度	5 度以下	●	●	●
51	濁度	2 度以下	●	●	●
52	PFOS 及び PFOA	0.00005ml/ℓ以下			●

表紙共 2 枚

宮古島（8）浴槽水レジオネラ属菌検査

令和 8 年 3 月 日

宮古島駐屯地業務隊 管理科

仕 様 書

1 件 名

宮古島（８）浴槽水レジオネラ属菌検査

2 場 所

沖縄県宮古島市上野字野原 8 3－5 陸上自衛隊宮古島駐屯地

3 概 要

宮古島駐屯地における浴槽水のレジオネラ属菌検査

4 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。

5 特記事項

- (1) 検査は、公衆浴場における衛生管理要領等について（令和 2 年 1 2 月 1 0 日生食発第 1 2 1 0 第 1 号）別添 1「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について（令和元年 9 月 1 9 日薬生衛発 0 9 1 9 第 1 号）に基づき実施する。

- (2) 検査項目及び日程

ア 検査項目及び検査頻度等は下表による。

検査項目	検査頻度	試料数	試料名
・濁度 ・有機物又は過マンガン酸カリウム消費量 ・大腸菌 ・レジオネラ属菌	2 回／年 （8 月、2 月）	各 3	・隊員浴場① ・隊員浴場② ・幹部浴場

イ 採取及び検査日程は、官側と協議のうえ決定する。

- (3) 採取及び運搬

ア 採取は、官側で行うこととし、採取に必要な容器等は、請負者の負担において準備するものとする。

イ 請負者は、採取した試料の運搬に係る必要な処置を講ずるものとし、当該事項に係る費用は、請負者の負担とする。

- (4) 請負者は、検査実施後、速やかに検査結果を報告書に取りまとめ、官側に提出する。

表紙共 2 枚

宮古島（8）訓練場浴槽水レジオネラ属菌検査

令和 8 年 3 月 3 1 日

宮古島駐屯地業務隊 管理科

仕 様 書

1 件 名

宮古島（８）訓練場浴槽レジオネラ属菌検査

2 場 所

沖縄県宮古島市城辺字保良３９０ 陸上自衛隊保良訓練場

3 概 要

保良訓練場における浴槽水のレジオネラ属菌検査

4 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。

5 特記事項

- (1) 検査は、公衆浴場における衛生管理要領等について（令和２年１２月１０日生食発第１２１０第１号）別添１「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について（令和元年９月１９日薬生衛発０９１９第１号）に基づき実施する。

(2) 検査項目及び日程

ア 検査項目及び検査頻度等は下表による。

検査項目	検査頻度	試料数	試料名
・濁度 ・有機物又は過マンガン酸カリウム消費量 ・大腸菌 ・レジオネラ属菌	２回／年 （８月、２月）	各３	・隊員浴場① ・隊員浴場② ・幹部浴場

イ 採取及び検査日程は、官側と協議のうえ決定する。

(3) 採取及び運搬

ア 採取は、官側で行うこととし、採取に必要な容器等は、請負者の負担において準備するものとする。

イ 請負者は、採取した試料の運搬に係る必要な処置を講ずるものとし、当該事項に係る費用は、請負者の負担とする。

- (4) 請負者は、検査実施後、速やかに検査結果を報告書に取りまとめ、官側に提出する。

件 名	宮古島（８）訓練場浴槽水レジオネラ属菌検査	２／２
-----	-----------------------	-----

入札書

公告番号	
契約実施計画番号	6S8P11100040

入札金額 円 (消費税及び地方税を含まない。)

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	宮古島（８）駐屯地水質検査	仕様書のとおり	ST	1		
2	宮古島（８）訓練場水質検査	仕様書のとおり	ST	1		
3	宮古島（８）浴槽水レジオネラ属菌検査	仕様書のとおり	ST	1		
4	宮古島（８）訓練場浴槽レジオネラ属菌検査	仕様書のとおり	ST	1		
5		以下余白				
6						
7						
8						
9						
10						
	小計					
納入（履行）場所		宮古島駐屯地、保良訓練場	納期（工期）		令和8年5月1日～令和9年3月31日	
契約保証金		（免 除）	入札（見積）書有効期間			

注文から納品にかかるおおよその日数：

上記に関して「入札及び契約心得」、「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年4月27日

分任契約担当官
陸上自衛隊宮古島駐屯地
第444会計隊長 藤澤 竹広 殿

住 所

会 社 名

役 職
代表者名

市場価格調書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊宮古島駐屯地
第444会計隊長 藤澤 竹広

殿

金 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

住 所
社 名
役 職
氏 名

上記のとおり見積致します

内 訳

No.	品 目	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
1	宮古島(8)駐屯地水質検査	仕様書のとおり	ST	1			
2	宮古島(8)訓練場水質検査	仕様書のとおり	ST	1			
3	宮古島(8)浴槽水レジオネラ属菌検査	仕様書のとおり	ST	1			
4	宮古島(8)訓練場浴槽レジオネラ属菌検査	仕様書のとおり	ST	1			
5		以下余白					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小 計							
納 地		宮古島駐屯地、保良訓練場					
注文から納品にかかるおおよその日数：							
納 期		令和8年5月1日～令和9年3月31日					

当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。